

事 務 連 絡

平成29年12月22日

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施事業者 各位

高松市長 大西 秀人

(公 印 省 略)

「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の運用について」
の改定について（通知）

平素は本市介護保険事業の円滑な運営に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市地域包括ケア推進室から平成29年12月13日付け事務連絡（平成29年12月13日に介護保険課からメール又はFAX送信）によりお知らせしたとおり、訪問型サービスA及び通所型サービスAへの事業者の参入を促進するため、平成30年4月1日から、高松市介護予防・日常生活支援総合事業の基準を見直すこととしております。

これに伴い、平成28年8月16日付け高介第371号通知「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の運用について」についても改定し、平成30年4月1日から適用することとしております。

改定後の内容を別紙1から別紙5のとおりお知らせします（平成30年4月1日からの変更部分を水色に着色しています）。

また、別紙6のとおり通所型サービスの変更のポイントを整理しましたので、併せて御確認ください。

記

別紙1 介護予防訪問介護相当サービス ※平成30年4月1日からの変更点無し

別紙2 訪問型サービスA

別紙3 介護予防通所介護相当サービス

別紙4 通所型サービスA

別紙5 通所型サービスC

別紙6 平成30年4月1日からの変更のポイント（通所型サービス）

お問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 健康福祉局 介護保険課 相談指導係

電 話 (087) 839-2326 F A X (087) 839-2337